

治罪法備攷上編

第三

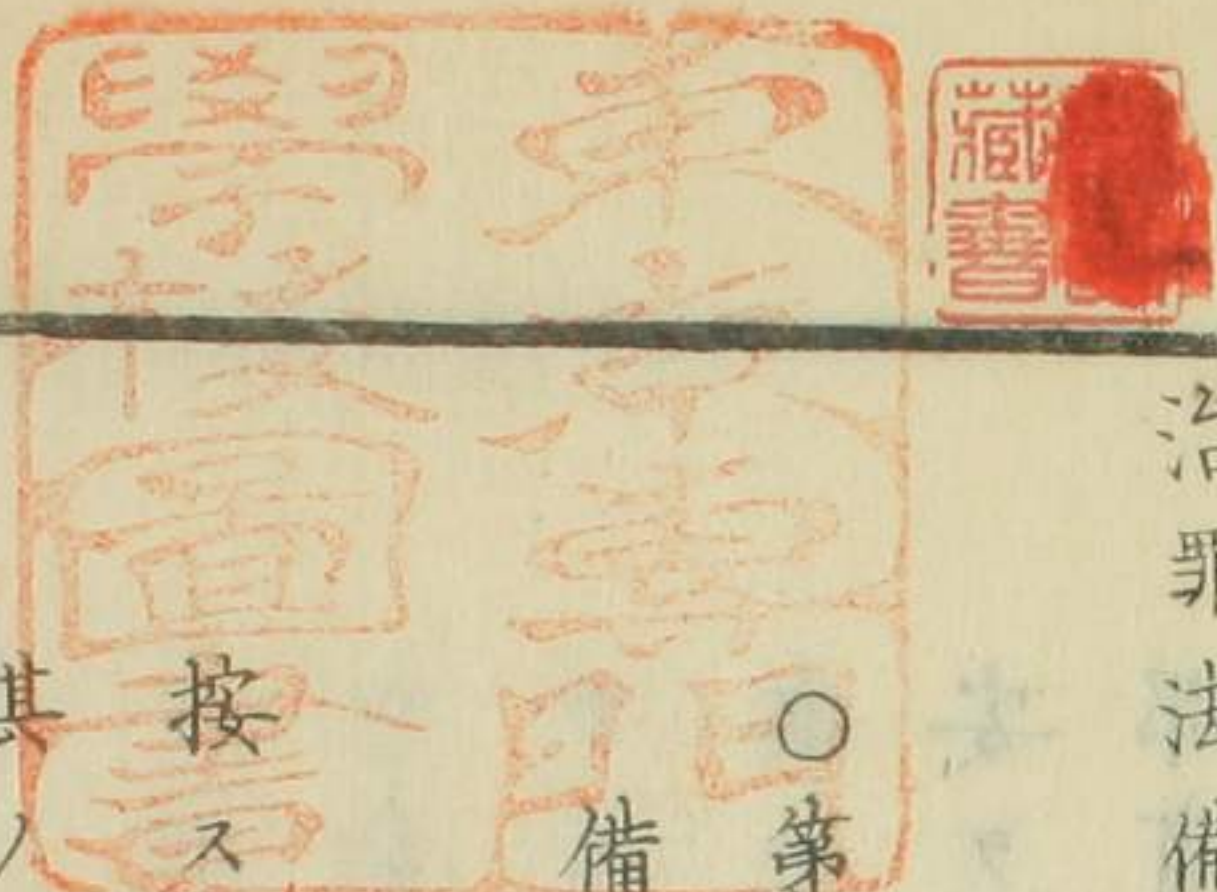
和装
815
3

和装本

6



和
815
3



治罪法備考上編第三卷

○第十二章

備警兵

原名ジヤンダルトム、兵士ノ義ナリ、今其作氏ニ依リ、訳シテ備警兵ト

ナス、一
訳檢兵

按ス

其ノ何ヲ以テ司法官ノ手足トスル乎ヲ疑

フ、現ニ其國ヲ經テ、其ノ情ヲ問フニ及テ、乃

チ知ル、地方兇ヲ戢ヘ亡ヲ捕フルノ事一ニ

備警兵ノ手ニ倚ルナリ、歐洲諸國、治安ヲ保



同法省

持スルノ具曰、警視、警視ニ民警アリ、兵警アリ、兵警ハ、即チ備警兵、是レナリ、都ヨリ縣ニ及ヒ、以テ郡邑ニ至ル迄、備警兵アラサルノ地ナク、猶水ノ上ニ在ルカ如シ、搶盜賊殺ヨリ、以テ嘯聚黨亂ニ至ル迄、備警兵皆能ク之ヲ未然ニ防テ、之ヲ已發ニ制ス、其ノ力、足ニザルニ至テ、始メテ鎮兵ノ力ヲ假ル、蓋シ鎮兵ハ、城ヲ戍リ、疆ヲ守ルノ任ニ居リ、警兵ハ、安ヲ保チ、寧ヲ護ルノ務メニ當ル、彼ノ國、都鄙肅然、行旅橐フクロヲ齎シテ眠ル者、實ニ是レニ

由ルナリ、現ニ我レ、鎮兵アリテ、未タ警兵アラズ、地方ノ捕丁、輕弱倚ルニ足ラズ、是レ檢職ノ設アリト云ビ、猶身體アリテ手足ナキガ如シ、今、佛國備警兵制諸書ヲ參考シ、其ノ繁ヲ厭ハザルナリ、又按スルニ、治罪法、公力士ノ名アリ、公力士トハ、兵士ノ謂之ヲ公カト云者ハ、兵ハ、國民公衆ノカナルヲ以テナリ、是レ法律慣用ノ語ナリ、公力士、一曰、備警兵、二曰、郷兵、三曰、海陸軍兵、又公力士ニ列スル者、林警人、野警人、

及税關ノ吏人、是レナリ、治罪法ニ、公カ士、令
狀ヲ帶行スト云者ハ、通常、備警兵ヲ指スナ
リ、
カシミルフルニエー氏曰、地方、警官ハ、居民
ト生意相交ハリ、顔情相熟シ、往々之ト敵ヲ
為スト、ヲ怯ル、備警兵ハ、軍制軍習ヲ以テ、風
威嚴肅ニ、浮奇賭博、兇惡無頼ノ徒ヲシテ、凜
然トシテ跡ヲ避ケシメ、凡ソ罪犯アリテ、田
野山林河漢ノ警人、及邑長副邑長ハ、看ル
能ハザル者、及看ルト云レ、偽テ看ザルマ、ネ

スル者ヲ看檢証告シ、平時巡回シテ、姦情ニ
洞熟シ、邑ヨリ邑ヲ經テ、兇人ヲ追蹤シ、緝捕
シテ漏スル無シ、加フルニ、備警兵ノ選徴ハ、
陸軍中ノ良ナル者ニ取ルヲ以テノ故ニ、其
舉動捷勁ニ、人民倚信シ、它ノ民警ノ及フベ
キニアラズ、親衛、巴里府衛、海港守兵、蕃屬守
兵、亞弗利加守兵、及老兵ヲ除クノ外、佛蘭西
全國、凡ソ二十六編隊ニシテ、一万余人ニ
下ラズ、兵員各、日常互ニ相通報シテ、所有ハ
事ヲ照知シ、各屯亦互ニ相報シ、又其ノ上官

ニ通報シ上官ハ陸軍内務司法執政ト直チ
ニ相應復ス其ノ嚴整ニシテ又便速ナルト
亦它ノ民官ノ能ク及フ所ニアラス
コルメナン氏ノ村長記ニ曰備警兵ノ人民
ヲ保護スル大抵獨リ專ラ村野ノ警察安静
ヲナス蓋シ目代糾問法官保安法官ハ邑市
ノ中ニ任止スルニ過キズ田野山林河渠ノ
警人ハ身軍人ニアラス邑長ハ民ト親熟シ
怯懦ニシテ武ナラズ能ク保扶シ能ク資助
シ能ク訓諭呵責スト云能ク嚴懲スルハ

カアルトナシ獨リ備警兵ハ兵ニ老ヒ戰ニ
習ヒ紀律アリ武器アリ備警兵來ルハ兇
惡戰慄シ罪犯逃匿シ良善色ヲ改メテ怯弱
奮テ起ル聾聞キ盲視允ソ折傷凌辱賊盜劫
迫ノ禍ヲ被ル者争ヒ進テ訴ヲ致ス野民ノ
目ニ於テハ備警兵ハ能ク進ミ能ク搜リ能
ク記シ能ク指シ能ク訊問シ能ク証檢シテ
拘捕スルノ裁判官タリ正理直道ノ耳目手
足タリ邑民其ノ隱秘ヲ披露シ其ノ敢テ邑
長ニ言ハサル所ノ者亦敢テ之ヲ備警兵ニ

言フ、博手脱兵洞賊山狙、敢テ備警兵ニ抗拒
スルヲ謀ル者無ク、浮食无頼蒼面殺氣ハ
人、其ノ下ニ逃ル、一フ得ズ、彼レ權アリカ
アリ、騎アリ、繩アリ、劍及銃アリ、傳信及報呈
アリ、晝夜トナク、林藪巖穴、險危深幽ノ地、皆
其ノ足跡ハ至ル所タリ、墻破レ、戸穿チ、獲禾
蹂躪シ、牧畜散逸スルノ際、備警兵忽チ至ル、
床下階角、厩陰墓域、皆其ノ洞照スル所、人其
ノ半ヲ告ク、彼レ其ノ全ヲ發ス、慣習ノ熟ス
ル、能ク犯人目動キ、手慄キ、言語定マラザル

ノ間ニ於テ、其ノ情實ヲ得ル、一人ノ及ハ
ザル所アリ、邑長ノ犯人ヲ訊問シ、人家ヲ搜
索シ、及良ヲ扶ケ安ヲ持スル、皆備警兵ハ
カニ倚ル、今試ミニ若シ郊邑ニ備警兵ヲ廢
セシメハ、農民一日ノ安堵ヲ得ズ、其ノ家ニ
柵シ、其ノ牧ニ寨メ、以テ自ラ盜賊ヲ防カザ
ルヲ得ザラントス、
法官ベルレウ氏曰、備警兵ハ、凡テノ公力士
ノ中ニ第一ノ列ニ居ル、彼レハ、人家ノ閭戸
ニ立テ、賊盜ハ内寇ヲ拒ク所ノ勇敢精良ナ

ル兵士ナリ、凡ソ人ノ群ヲ爲ス、情欲不良ナ
キヲ能ハズ、故ニ立法者、特ニ方法ヲ設ケテ、
平治ノ保持、身家ノ安護ヲ備警兵ノ看視ニ
委付ス、備警兵ノ平當敏捷ナル處分能ク騷
亂黨逆ヲ萌生ノ時ニ防壓シ、民ヲ搖カシ、國
ヲ動カスニ至ラザラシム、

沿革

古今ヲ論セズ、凡ソ人ノ安堵ヲ護シ、兇暴ヲ戕
制スルニ、何ノ國カ、兵力ヲ以テセザル者アラ
ン乎、備警兵ノ設ケ、其ノ由テ來ル所久シ、古昔、兵刑

合一、衛兵ノ將長、大抵劍ニ倚テ、自ラ審斷ヲ行ヒ、
及ヒ監獄ヲ管主セリ、備警兵、字書ノ序ニ括ル、
備警兵ノ起原ハ、本ト王家ノ親衛トシテ、全國ノ
精銳ヲ集ムルニ始マル、那破倫帝、常ニ選隊ナク
シテ外ニ出ルヲ無カリシ、千七百九十一年、始メ
テ衛兵ノ驕横ヲ更メ、備警兵ノ構成職務ヲ定メ、
衛兵大將ヲ廢シテ、之ヲ陸軍執政ニ属シタリ、此
ノ時、兵計、ソ七千四百五十人、其ノ後、漸次増加シ
テ、一万八千ニ至ル、
帝國ノ時ハ、稱シテ、皇帝備警兵トナス、備警兵、証告書式序

構成

千八百六十三年ノ綜計ニ据ルニ、全國二十六編隊、士官六百三十六人、騎兵一万二千八百二十五人、歩兵五千六百五十八人、外ニ親衛士官六十七人、騎兵百三十人、歩兵千四百人、巴里府衛士官九十二人、騎兵六百十九人、歩兵二千百四十四人、亞非利加守兵四隊、士官二十一人、騎兵四百二十二、人、歩兵二百二十人、猶_ホ屬國守兵、海港守兵、若干、老兵若干、

二十六編隊、每編隊、大將一人、各地ニ本營アリ、每

縣、一隊ヲ置ク、每隊、隊長一人、郡ニ、分隊長一人、各區、屯長一人、五人ヲ一伍トス、凡_ソ村集衝要ノ処ハ、一伍以上ヲ置ク、
伍長ヨリ編隊將ニ至ルマテ、遞次統屬シ、各其ノ日事ヲ記シテ、上官ニ公報シ、及其ノ地ノ民官司法官、陸軍官ニ通報スル_レ、法アリ、
各屯ノ屯長、日報表ヲ以テ、郵信ニ付シ、分隊長ニ毎日有ル所ノ事ヲ詳開報知ス、毎月一日ニ至リ、月報表ヲ以テ、日記ヲ副ヘ、先月有ル所ノ事ヲ報知ス、日記ハ、各屯長、一屯日々ノ事務ヲ録シ、其ノ

一通ハ、邑長副邑長ヲシテ檢證セシメ、及士官ノ
 巡檢シ到ル者ヲシテ檢證セシメ、各屯ニ藏シ、其
 ノ一通ハ、毎月、分隊長ニ進メ、分隊長点檢カキ注冊シ
 テ、隊長ニ遞送シ、隊長檢証シテ、目ヲ逐ヒ藏貯ス、
 若シ緊急事件アリテ起ル時ハ、急使ヲ以テ、分隊
 長ニ報シ、續イテ措置スル所ノ處分ヲ報ス、猶經
 由遲延スルヲ慮ルハ、便速同時ニ隊長及分隊
 長ニ報ス、
 一郡ヲ管スル分隊長ハ、毎日、各屯ノ日報表ニ依
 リ、一郡日報表ヲ作り、及毎月五日前ニ、各屯ノ月

報表ニ據リ、一郡月報表ヲ作り、並ニ隊長ニ具報
 ス、一郡月報表ノ末ニ、一郡ノ事情ヲ注明ス、曰、治
 安、曰、平靜、曰、衆情、月報表ニハ、各伍日記ヲ副ス、
 一縣ヲ管スル隊長ハ、毎日、日報表ヲ具ヘ、毎月、月
 報表ヲ具ヘ、主トシテ、編隊將ニ要用ナル條款ヲ
 開列シテ、編隊將ニ送ルヲ、例、分隊長ノ隊長ニ於
 ケルニ同シ、又毎月五日マテニ、先月間各屯處行
 シタル所、第一、軍民人拿捕表ヲ編隊將ニ送り、編
 隊將檢査花押シテ、陸軍内務兩執政ニ遞送シ、第
 二、司法檢察事務表、編隊將ヲ經テ、司法陸軍兩執

政ニ遞送シ、第三海軍人拿捕表、第四苦役逃亡人拿捕表、並ニ編隊將ヲ經テ、海軍陸軍兩執政ニ遞送シ、第五脱隊逋徵人探索表、編隊將ヲ經テ、陸軍執政ニ遞送ス、又毎年正月五日マデニ、前年ノ處務合表一、各表三、編隊將ノ檢照ヲ經テ、各執政ニ遞送ス、

編隊將ハ、常例、内務執政及ヒ鎮將ト往復シ、臨時全体ノ處務及ヒ事變ニ付テ、陸軍内務兩執政ニ報告ス、又毎月五日ヨリ十日マデニ、隊長ヨリ送ル所ノ各月表ヲ檢查花押シ、毎年正月五日ヨリ

十日マデニ、各年表ヲ檢查花押シテ、諸執政ニ送ル、

以上、軍制、上下遞管法アリテ、編隊將獨リ執政ト往復スルノ任ニ居ル、但、民亂及非常事變アルニ至テハ、隊長分隊長共ニ便宜捷急陸軍内務兩執政ニ報シ、次テ措置スル所ノ處分ヲ報シ、同時ニ分隊長ハ、隊長ニ稟報シ、隊長ハ、編隊將ニ稟報ス、備警兵分隊長ハ、毎日治安ニ關係スル大小事件ノ日報ヲ郡令ニ送り、又各屯ノ遞信ニ因リ報知ヲ得タル事變治安ニ關係シ、備虞ヲ要スル大小

ノ項款ヲ特ニ郡令ニ通報シ、續イテ其ノ處分ヲ
報ス、又限滿刑人、及監置人、不律、若クハ逃脫シタ
ル報ヲ得タルキハ、即時通報シ、并セテ追蹠ノ方
法ヲ指示ス、又毎五日ニ、各屯ヨリ報知シタル大
小事犯及拿捕ノ畧表ヲ郡令ニ通報ス、隊長ノ縣
令ニ於ケル、亦分隊長ノ郡令ニ於ケルト、全ク相
同シ、非常ノ變アル時ハ、分隊長郡令ト叶同シテ、
便宜處分シ、隊長ハ、縣令ト叶同處分ス、詳ニ職務
ノ部ニ見
ユ

代、及縣令ハ、公務ニ付キ、面會ヲ要スル時ニハ、文
書ヲ以テ、其ノ地ノ備警兵隊長ヲ召喚スルヲ得、
得、若シ隊營相距タル時ハ、其ノ地ノ分隊長ヲ喚
ス、郡令及ヒ目代ハ、文書ヲ以テ、其地ノ分隊長ヲ
召喚スルヲ得、

允ソ言語文書ヲ論セズ、文官備警兵ニ往復スル
ハ必ス其地ノ隊長、若クハ分隊長ニ投關ス、急慢
稽失ノ故ニ非レハ、越テ上官ニ通牒スルヲナシ、
故ニ縣令大目代ハ、直チニ編隊將ニ通牒セズ、
允ソ言語文書ヲ論セズ、文官備警兵ニ往復スル

ハ、其ノ事項ヲ定指スベシ、士官頻煩クヲ離レ、謁
ヲ執ル_レ無シ、俱、非常ノ時ハ、文官ノ迎接ヲ待タ
ズシテ、行往面議スベシ、以テ捷速措置スルニ便
ス、

備警兵ハ、文官ヲ扶持シ、法治ヲ保護スル爲ニ設
ク、但、文武關接ノ際、調理平當ナルヲ要スルヲ以
テ、文官ハ、擅用ノ弊無ク、及、兵事ニ干冒スル_レ無
ク、備警兵ハ、文官ニ向テ、常ニ敬禮ヲ失ハザルベ
シ、故ニ地方官、司法官、備警兵ノ力ヲ要スル_レハ、
之ヲ求ムル_レヲ得之ヲ命スル_レヲ得ズ、文書ヲ

用_レ、隊長若クハ分隊長ニ通牒ス、其ノ文書ヲ受
クルノ士官ハ、直チニ之ヲ兼ケ行フベシ、抗拒延
緩スル_レヲ得ズ、但、現行犯ニ付テハ、檢官直チニ
所在ノ備警兵員ヲ指令スル_レ

按スルニ、歐洲諸國、文武官ヲ分ツ、然ルニ其
ノ關接調理ノ際、法制尤モ密、

備警兵將長ハ、陸軍鎮將指揮ノ下ニ屬ス、然レモ、
備警兵ノ務メハ、土ヲ守リ城ヲ成ルノ鎮兵ト固
ヨリ同シカラザルヲ以テ、戒嚴令下ルノ時、全ク
陸軍將ニ統屬スルヲ除クノ外、平時、鎮兵ト合シ、

及鎮將營將ノ操閱ヲ受クルナシ、
若シ民亂黨聚、凡ノ治安ニ係ル事件、及盡言シテ
隊衆ヲ勦カシ、及ヒ敵ノ爲ニ姦謀シ、城池ノ圖ヲ
作り、及軍人罪ヲ犯シ、若クハ鬪争スル等ノ事ア
レバ、備警兵編隊將ヨリ、鎮將ニ報知シ、鎮將其ノ
當務ヲ行フニ具フ、又備警兵隊長ハ、同上ノ事件
ニ付テ、本縣ノ營將ニ報知ス、

鎮將ハ、備警兵ヲ指揮遣發スルノ權ナシ、縣令ハ、
備警兵
ルノ違發ヲ求ム、但シ民亂急迫ニシテ、大衆鎮壓ス
ルヲ要スルキハ、鎮將命シテ、便宜備警兵別隊ヲ

結聚スルヲ得、但シ鎮兵
ト合セズ、

備警兵監督官ハ、陸軍執政ノ命ヲ受ケテ、毎年各
編隊ニ派出シ、每郡ニ於テ檢閲ヲ行ヒ、地方文官
及陸軍官ニ察訪シテ、備警兵ノ紀律節制ヲ監督
ス、編隊長ハ、事務ノ綱領、及會計ヲ監視シ、日用細
務ニ干涉セズ、毎年四月ヨリ始メ、管下各隊ヲ巡
視シ、每郡ニ於テ檢閲ヲ行ヒ、警失弊事ヲ勾正シ、
勸勵更張ス、各縣ノ騎步隊長ハ、總テ備警兵務事
目ヲ提督シ、一年兩次、縣内各伍ヲ巡視シ、一ハ二
月一ハ九月ニ始メ、嚴ニ下士官及兵員ノ不律汚

行、及威ニ藉リ横制シ、及文官ト調和セズ、及當然ノ求メヲ怠リテ兵力ヲ借サシムル者ヲ廉察ス、分隊長ハ、一年六次、正月三月五月七月九月十一月郡内ノ分隊ヲ巡視ス、

備警兵ハ、三。執政ニ兼屬ス、其ノ構成身分規律物料ニ付テハ、陸軍執政ノ管轄ニ屬シ、其ノ保安事務、及ヒ屯營支費ニ付テハ、内務執政ノ管督ニ係リ、其ノ司法檢察、及裁判施行事務ニ付テハ、司法執政ノ管督ニ係ル、
備警兵ハ、陸軍ノ精銳ニシテ、鎮兵ノ右ニ位ス、

按スルニ、警察ノ事、之ヲ陸軍ノ精銳ニ委ス、其ノ内治ヲ重スル、以テ見ルベシ、
備警騎兵ハ、劍及ヒ掌銃ヲ帶ヒ、銃ヲ携ヘ、歩兵ハ、短劍掌銃ヲ帶ヒ、銃ヲ携フ、
備警兵、常服ヲ着スルヲ禁セズト云凡、其ノ軍民人ト聚會スルニ、必ズ制服ヲ着スルヲ要ス、
備警兵ハ、必ズ鬚ヲ蓄フベシ、

職務

共和六年ノ法ニ云、備警兵ハ、人民ノ安堵ヲ看防シ、平治ヲ保護シ、法章ノ施行ヲ主持スル爲ニ、建

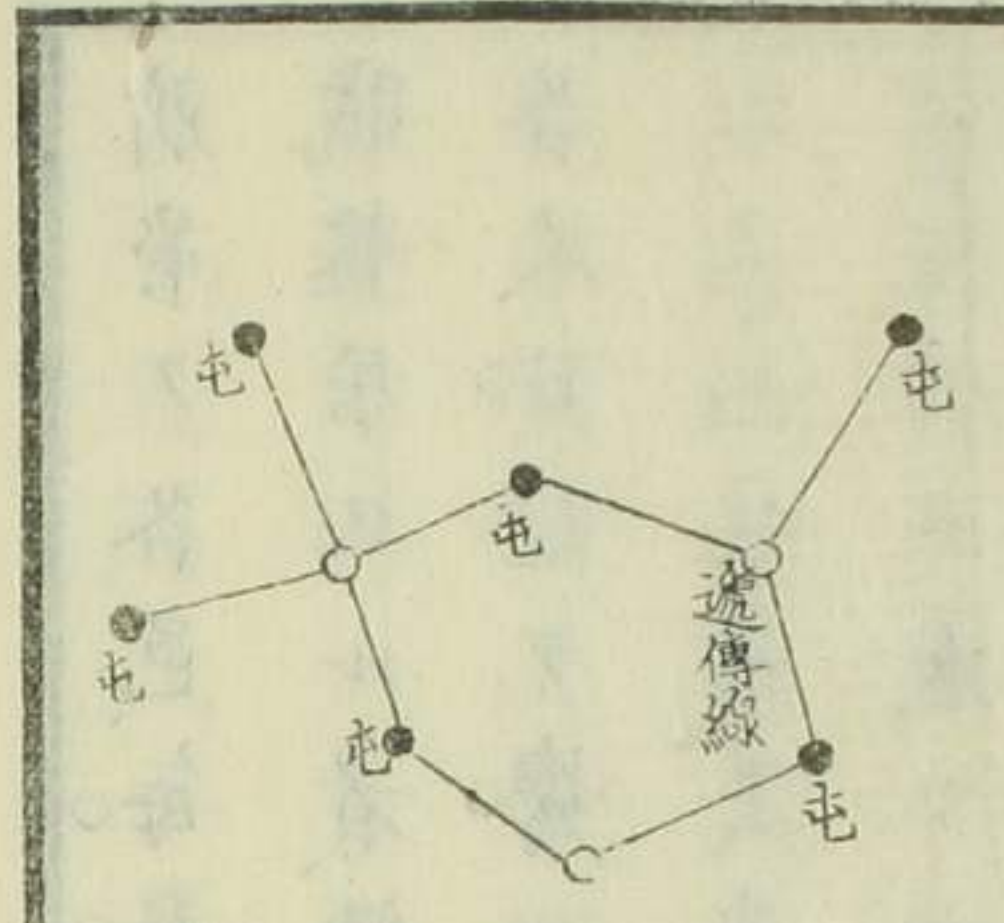
設セル兵力ナリ、其ノ務メハ廣ク全國及ヒ海外
屬國ニ行ヒ、軍民ノ間ニ及フ、又千八百五十四年
ノ令ニ、備警兵ノ務メハ、專ラ郊邑及ヒ道路ノ安
寧ヲ護シ、常時看察シテ、罪犯ヲ禁戢スルニアリ、
按スルニ、備警兵檢察ノ務メ、軍民ノ間ニ及
フ、故ニ鎮兵ノ脱隊逋徵、陸軍執政ヨリ、特ニ
備警兵ニ任シテ、拿捕セシメ、鎮兵經行ノ際、
備警兵其ノ紀律ヲ監シテ、陸軍執政ニ報ス
凡ノ備警兵士官、若クハ下士官、及備警兵負タル
者ハ、陸軍執政ヨリ下付シタル宣命書ヲ受ルノ

後、其地ノ下等裁判所ニ於テ、誓ヲ宜フ、誓言式云、
我レ佛蘭西國王ニ忠實ニ、國典即チ建國法及法章
ニ恭順ナル事ヲ誓フ、我レ又我カ命ヲ受ケ勤
ムル所ノ事役ニ於テ、我カ首長ノ命ニ順フ事、
及治規ノ保持、法章ノ施行ノ爲ニスルヲ除ク
外、我カ勤務中ニ於テ、敢テ武力ヲ用ヒザル
事ヲ誓フ、
備警兵ノ務、分テ常務非常務トス、常務ハ、所部村
邑ヲ巡回シ、及夜警シ、旅店、茶酒店、瀛車、郵車等ヲ
視察シ、瀛車、郵車ヲ視察スルハ、郵市集ヲ警査シ、
信法ノ犯者ヲ檢スルナリ、

輕重罪犯ヲ發跡シ、現行犯人ヲ拿捕勾引シ、証款ヲ拾聚シテ、報告書ヲ作り、檢察官ニ付シ、乞巧無産ヲ拿捕シ、人相書編冊ニ載セタル兇惡人逃亡人ヲ探索拿捕シ、被告人若クハ刑人ノ它方ニ發往スル者ヲ遞傳押送シ、所部外ニ出デス裁判公庭ヲ警護スル等、其ノ非常務ハ、治部官司法官カヲ借ルノ求メニ應シ、司法令狀ヲ帶行シテ、被告人ヲ引致拿捕シ、及監獄ニ押送シ、處刑ヲ決行シ、脱兵ヲ探索拿捕シ、官貴ヲ護衛シ、錢貨彈藥ヲ護送シ、被告人及刑人ヲ所部外ニ押送スル等、

所管ノ各邑、毎月、少クモ二次以上巡回シ、其ノ兇賊盤居スル者、頻次巡回ス、各人日記ヲ携へ、日事ヲ録シ、脱隊逋徵單人ノ姓名、相住所、及其ノ父母朋友ノ姓名、住所、及人相書編冊ニ載セタル兇賊ノ名狀、区内累犯人、及脱監逃亡人ノ名狀、人相、限滿刑人、及乞巧、無産人ノ名狀ヲ記シ、遺忘ナキヲ要ス、村邑ヲ巡回スルキハ、本邑長若クハ它ノ邑吏、日記ニ押印シ、勤役ヲ証ス、各屯隣接ノ際、双方距離平均ニシテ、又小憩ニ便

ナルノ所ヲ撰ヒ、定メテ遞傳線トス、各屯ノ兵員、各二人以上、定日時ニ遞傳線ニ相會シ、互ニ所有ノ事ヲ傳報知會シ、備虞相授ケ、人相書ヲ授受シ、囚人ノ它方ニ押送スル者ヲ遞交スル等ノ事ヲ爲ス、遞傳線圖



備警兵士官ハ、目代ノ補助タリ、備警兵ハ、司法官ノ應副倚仗タリ、凡ソ司法官ノ喚徴狀引致狀勾留狀收監狀ヲ帶行シテ、引致拿捕勾留シ、及裁判ヲ施行シテ、決配スルコト皆、司法官ノ求メニ應ジテ、備警兵之ヲ爲ス、証人喚徴ハ、緊要及切迫ノ時蓋シ使部為スベキノ事ハ、備警兵ヲ煩サズ、凡ソ備警兵ノカラ用フル權ヲ有スル當然ノ官吏ハ、一ニ、諸省ノ執政、二ニ、縣令、三ニ、郡令、四ニ、司法檢察官、五ニ、警察使、六ニ、重罪裁判長官トス、備警兵ヲ用フルノ故ハ、三類アルニ過キズ、一ニ、法

章施行、裁判決配令狀、二、助カヲ借ス、司法官、地方官、使部
カス、三、人民ヲ救護ス、水溢火災ヲ救ヒ、兇暴ヲ
カス、三、人民ヲ救護ス、制シ、罪犯ヲ防クノ類、
 允ソ備警兵ノ力ヲ用ヒントスル者ハ、其地ノ指
 揮官ニ通牒シ、法ニ依リ請求ス、直チニ兵員ヲ指
揮官ニ通牒シ、法ニ依リ請求ス、揮スルヲ得ズ
 通牒文書ニハ、依ル所ノ法章、請求ノ理由、即チ裁
官ノ令文、民ヲ掲載スルヲ要ス、式
 皇帝ノ名ニ代リ、何年何月何日ノ法章ニ循ヒ、
 何ノ條則ニ依リ、我等何某、何所屯駐備警兵分
 隊長ニ向テ、何々ノ事ヲ指揮シ、或ハ何々ノ支
捕シ、拿而シテ我等ニ施行ノ復報ヲナス
捕シ、拿而シテ我等ニ施行ノ復報ヲナス

右ノ牒文ヲ受ル時ハ、其ノ指揮官、直チニ求メニ
 應シ、施行スベシ、縱令ヒ牒文法ニ合ハザルノ疑
アルモ、亦其ノ求メニ順ヒ、後日ヲ待テ、上官ニ訟
フベシ、
 司法檢察官、備警兵ヲ使フ時ハ、本郡ノ備警兵分
 隊長ニ通牒シテ、處行セシムル、前ノ如シ、但シ
 急迫ノキニ當テハ、士官ニ通牒スルヲ待タズ、檢
 官直チニ所在ノ備警兵員ノカヲ求ムルヲ得
 比如ハ、目代自ラ路上ニテ、現行賊ヲ撞見シタ

ルハ、即時拿捕ヲ命スルカ如シ、其ノ它、情急ノ時ハ、目代備警兵ノ屯伍長ニ面命スルヲ得、備警兵已ニ求メニ應シ、處行スル時ハ、其ノ方法、專ラ備警兵ノ軍規ニ循ヒ、區處シ、司法官及它ノ文官、擅ニ其ノ事ニ干冒スルヲ得ズ、例如ヘハ、已ニ囚人ヲ護送スルヲ求ムレバ、其ノ逃亡ヲ備虞スルハ、備警兵ノ責ニシテ、司法官更ニ其ノ方法ヲ指揮スルヲ假ラズ、但シ護送中、特ニ外ニ護送スル等ノ事ヲ指令スルハ、此ノ例一アラズ、其ノ它、錢貨、彈藥ノ護送、臨時急使等ノ非常發、皆

牒求ニ依ル、其ノ他、備警兵現行犯ヲ得テ、之ヲ檢視スル時ハ、邑長、副邑長、若クハ警察使ニ請ヒ、同行シテ、同シク報告書ニ花押セシム、平日巡警ノ間、凡ソ罪犯アルヲ聞キ、其ノ它事件アル時ハ、其地ノ邑長、副邑長、若クハ保安法官ニ面謁シテ、知會セシメ、及叶示ヲ乞フ、凡ソ累犯人、乞巧、無産、及限滿刑人、凡ソ地方ニ監置スルノ人、皆、備警兵監視ノ下ニ在リテ、内務執政ノ管理ニ属ス、故ニ毎月、編隊將ヨリ、各屯處分

及監置人ノ名狀逃脫人拿捕ヲ表録シ各縣一紙
トシ内務執政ニ送呈ス
文官及陸軍官緊要事件アリテ至急的確ナル報
告ヲ要スルニ它ニ方便ナキハ備警兵ヲ假リ
報書ヲ齎ス_レヲ得但此ノ事例ニアラザルヲ以
テ備警兵隊將ヨリ陸軍執政ニ具報ス
陸軍兵隊ヲ脱シ役ヲ逃ル_ル者之ヲ脱隊トス新
徴シテ隊ニ趣カズ若クハ路ニ在テ潛匿スル者
之ヲ逋徴トス脱隊及逋徴人ヲ探索シテ隨所拿
捕スルハ備警兵持掲委任ノ事タリ允_ル脱隊逋

徴アレバ陸軍將長ヨリ備警兵編隊將ニ其ノ人
相書ヲ移シ編隊將ヨリ各隊ニ遞下ス允_ル軍隊
行過スル者アル時ハ備警兵其ノ前後及側面ヲ
巡警シ不意村落道路ニ出沒シ軍人伍ヲ離ル_ル
者アレバ其ノ給暇票ヲ示ス_レヲ求メ其ノ猶脱
隊ノ期限ヲ經ザル者ハ督_ルシテ隊ニ就カシム○
若シ脱隊逋徴人合衆逃亡セントスルキハ備警
兵屯長_カ下面屯兵ヲ以テ追蹤シ下面近屯ニ報知
シ又分隊長ニ飛報シ分隊長直チニ其ノ地ニ臨
ミ兵足ラザル時ハ縣令若クハ陸軍將ニ依テ郷

兵若クハ鎮兵ノ助ケフ乞フ若シ脱兵它區ニ轉
行スル時ハ、備警兵尾後シテ、它區ニ進ミ、便速其
ノ近屯及ヒ縣令及ヒ陸軍將ニ報ス、

按スルニ、備警兵ノ鎮兵ニ於ケル暗ニ監察
ノ權ヲ持ス、其ノ制此ノ如シ、豈ニ亦邏士軍
人ト大路ニ鬪争スルカ如キ不律ノ事アラ
ン乎、

野警人ハ、備警兵ノ監督ヲ受ク、凡ソ野警人任ニ
就ク時ハ、其ノ八日内ニ、本區ノ備警兵士官若ク
ハ屯長ニ謁ヲ執リ、姓名年齢住所ヲ通ス、隊長以

下伍長ニ至ル迄、巡回ノ間、野警人ノ勒急行儀ヲ
監視シテ、縣令郡令ニ牒知ス、
若シ兇徒民亂アル時ハ、鎮制ノ任、專ラ備警兵ニ
屬ス、

凡ソ郡中非常ノ變、安寧ヲ害スルノ事アル時ハ、
分隊長自ラ其ノ地ニ臨ミ、速ニ隊長ニ報聞シ、其
ノ神速ナル処分ヲ要スルキハ、下面措置、下面命
ヲ候テ、危急ナル時ハ、分隊長郡令ト面議スルノ
後、若クハ郡令ノ求メニ因ルノ後、各屯ヲ合聚發
遣スルヲ得、或ハ自ラ引率指揮ス、郡令ハ、便速

縣令ニ具稟シ、命ヲ候フ、隊長又縣令ニ通報シ、縣令即チ隊長ト面議シ、衆ヲ合セ鎮壓スルヲ求ムルヲ得、但シ便速縣令ヨリ、内務執政ニ稟報シ、隊長ヨリ、陸軍執政ニ稟報スルヲ要ス、

按スルニ郡縣ノ患ハ、毎ニ草賊竊發シテ報呈速ナラズ、其ノ流民響應千里騷然タルニ至テ、大兵始メテ施ヲ前ム、往往長鞭馬腹ニ及ハズ、備警兵一面鎮壓、一面飛報ノ法、結構尤モ妙、
備警兵ハ、司法官、若クハ治部官ノ求メニ依ラズ、

シテ左ノ二項ヲ除クノ外、兵器ヲ用フルヲ無シ、

- 第一、備警兵自ラ兇暴ノ爲ニ侵サル、時
- 第二、兵器ヲ用フルニ非レバ、其占ムル所ノ部地、護スル所ノ人員ヲ防クヲ能ハザルニ至ル時、

若シ兇徒ヲ制シ、罪犯ヲ緝ヘ、囚人ヲ護送スルニ付キ、備警兵員不足ナル時ハ、指揮士官ヨリ林警人野警人ノ力ヲ借ル、若クハ縣令郡令ニ知會シテ、縣令郡令ヨリ、本縣陸軍將ニ請ヒ、助力ヲ借ルヲ得、

備警兵職務ニ付キ力足ラザル時ハ直チニ林警人野警人ノ助カヲ借ルヲ得通牒ヲ待タズ又鐵路吏人稅關吏人等ノ助カヲ借ルヲ得若シ自ラ危迫ヲ受ルキハ允ソ軍人及所在ノ民人ノ助カヲ借ルヲ得

若其ノ職務ヲ行フ時ニ於テ備警兵ヲ罵詈恐嚇スル者ハ六日以上一月以下ノ禁獄十六フラン以上二百フラン以下ノ罰金ヲ科シ兇暴ヲ加フル者ハ一月以上三年以下ノ禁獄十六フラン以上五十フラン以下ノ罰金ヲ科ス其ノ指揮官ヲ

侵ス者ハ重キヲ加フ詳ニ刑法二百十四條二百十五條ニ見ユ允ソ備警兵其ノ制服ヲ着タル時ハ準シテ職務ヲ行フト稱ス

巴里府衛ハ特ニ巴里府ヲ護衛スルノ別隊ニシテ亦陸軍執政ニ屬シ内務執政及警察令ヨリ指揮ヲ受ク

備警兵ノ職務ニ常務アリ非常務アリ非常務ニ當テハ給料ノ外各日當ヲ給ス編隊將五フラン以下遞下差等アリ兵負一フラン
被告人若クハ罪人ヲ押送シテ其ノ本縣ノ外ニ

出ル時ハ、日當旅費、下等士官六フラン、伍長五フラン、兵卒四フラン、司法省ヨリ資給ス、其ノ軍人ナレハ、陸軍省ヨリ資給ス、
 海陸軍脱兵ヲ捕ヘタルキハ、海陸軍省ヨリ、二十五フランヲ與フ、苦役人ヲ捕ヘタル時ハ、海軍省ヨリ、本地ノ圍外ニ於テハ、百フラン、本地ノ圍内ニ於テハ、五十フラン、海港ニ於テハ、二十五フランヲ與フ、苦役人役ニ送ラザル者、及禁役人ノ脱監シタル者ヲ捕ヘタル時ハ、内務省ヨリ該監在ル所ノ府ノ圍外ニ於テハ、百フラン、圍内ニ於テ

ハ、五十フランヲ与フ、其ノ它ノ拿捕、及脱監シタル者、
 司法令狀ヲ帶行シ、及裁決ヲ履行シタル時ハ、

第一 違警犯

賞金十シ

第二 懲治犯禁獄ノ處決

施行

巴里府ニ於テハ、五フラン
 人口四万以上ノ都邑ニ於テハ、四フラン
 人口四万ニ滿タザル都邑ニ於テハ、三フラン

第三 禁役罪ノ處決

施行

巴里府ニ於テハ、十八フラン、
 人口四万以上ノ都邑ニ於テハ、十五フラン、
 人口四万ニ滿タザル都邑ニ於テハ、十二フラン、

第四 苦役以上處決ノ施行

巴里府ニ於テハ、三十フラン、
 人口四万以上ノ都邑ニ於テハ、二十五フラン、
 人口四万ニ滿タザル都邑ニ於テハ、二十フラン、

右ノ賞金ハ、即チ刑訟費トシテ、毎三月、屯長ヨリ
合計シテ一簿トシ本郡目代稟請シ、法官許批シ
テ、稅務ヨリ受取ル、

其ノ它、山林犯禁人ヲ捕ヘタルハ、巴里ニ於テハ
五フラン、人口四万以上ノ都府ニ於テハ、四フラ
ン、以下ニ於テハ、三フラン、獵禁ノ犯人ヲ捕ヘタ
ルハ、巴里ニ於テハ、重キ、二十五フラン、次、十五フ
ラン、輕キ、八フラン、道路ノ犯禁人ヲ捕ヘタルハ、
其ノ罰金ノ三分一ヲ与フ、犯禁私賣烟州硝藥ヲ私賣スルノ
類ヲ捕ヘタルハ、十五フランヲ與フ、其ノ它、稅關

及間稅ノ犯禁ヲ押收シタル時ハ、其ノ罰金、及押
收物ノ半、或ハ三分ノ一ヲ與フル等、

備警兵非常ノ効勞アル時ハ、大隊長ノ具上ニ依
リ、講義及練習、技郡ナル者ハ、監督官ノ具上ニ依
リ、並ニ陸軍執政ヨリ褒賞ヲ與フ、職務ニ付キ、折
傷シテ癘疾ニ至ル者ハ、老兵院ニ於テ資養シ、其
ノ癘疾ニ至ラザル者ハ、在職ノ年月ニ倍スルノ
間、資養料ノ三分二以下ヲ與ヘ輕キ者ハ、下次之
ヲ給ス、其ノ在職ノ日ニ死シ、妻子ニ産力ナキ者
ハ、贍恤金ヲ與フ、

點徵

凡ノ備警兵タル者ハ陸軍ノ下等士官或ハ兵卒ノ中ニ撰フ第一、二十五歳以上、四十歳以下ニ限ル、第二、長ケ一メートル七、三百三十二センチメートル以上ニアラザレバ、騎隊ニ入ルヲ得ズ、一メートル七、五百センチメートル以上ニアラザレバ、歩隊ニ入ルヲ得ズ、第三、三年以上、兵役ヲ勤メシ者、第四、誤リナク讀ミ及書キ能フ者ニ限ル、其ノ休役セシ兵ヨリ撰フ者ハ、在役中行儀無欠ノ保證書ヲ要ス、備警兵タル一年以上、伍長ニ

進用セララル、ヲ得、凡ソ伍長タル者ハ報告書ヲ作ルノ能力アルヲ要ス、備警兵ノ下士官、士官ノ榮進法ハ、半ハ備警兵ヲリ遞進シ、半ハ陸軍官ヨリ轉進ス、陸軍ニ榮ヲ分ツナリ、更ニ備警試用兵アリ、試用兵ハ、俸給ナク、裝服騎具、皆自ラ供費ス、試用兵ヲ采ルハ、騎歩鎮兵ニ充ツル、十八月以上、年二十三歳以上ノ者ニ限ル、其ノ年二十五歳ニ満チ、兵役三年ノ數ニ満ルヲ待テ、始テ本兵ニ填補ス、

ペレ⁷ーウ氏曰、備警兵ハ、獨リ其ノ強壯勇悍ナルヲ要スル¹⁰ミナラス、其ノ稍文學アリテ、職務ノ事ニ於テ、知識器足ルヲ要ス、讀ミ能ハザル者ハ、以テ旅人ノ信^テ牌^メ、軍人ノ給暇票ヲ辨認スルニ足ラズ、書キ及録シ能ハザル者ハ、以テ証告書報告書ヲ作り、明確ニ報知スルニ足ラズ、士官タル者、學文ナキニ至テハ、法ニ依テ、兵員ヲ用フル¹能ハズ、故意アルニ非ズシテ、率示暴行シ、往々人身ノ自由ヲ犯シ、平寧ヲ害シ、衆心ヲ騷カシ、報告

確當ナラズシテ、政府ノ失錯ヲ致シ、説諭ニシテ足ルノ事ヲシテ、却テ兵戈ヲ用フルニ至ラシム、故ニ陸軍省ノ備警兵身分課^中ニ備警兵身分課^中ヲ進用スルニ於テ、上編分課アリ、備警兵ヲ進用スルニ於テ、上編隊將ヨリ、下兵員ニ至ル迄、深ク慎嚴ヲ加ヘ、私謁ヲ痛絶セザルベカラズ、

紀律

備警兵ハ、即チ陸軍ノ一部分ニシテ、凡ソ陸軍ノ規¹⁰律¹⁰節¹⁰制¹⁰皆¹⁰備¹⁰警¹⁰兵¹⁰ニ¹⁰通¹⁰行¹⁰ス、
備警兵軍事軍律ニ係ルノ犯事ハ、陸軍裁判之ヲ

判理シ、其ノ警察事務ノ犯事ハ、通常裁判所之ヲ
 判シ、其ノ軍律、通常律ニ比シテ重ヲ加フル者ハ、
 通常裁判所ニ於テ軍律ヲ科ス、
 備警兵ハ、隊長ノ許可ナクシテ、婚ヲ成スヲ得
 ス、備警兵士官ハ、陸軍執政ノ許可ナクシテ、婚ヲ
 成スヲ得ズ、下士官以下備警兵、事役ヲ除クノ
 外、屯所ノ外ニ歇宿スルヲ得ズ、其ノ妻子、屯所
 ニ住スルヲ許ス、
 備警兵、商工諸業ヲ為スヲ得ズ、其ノ妻同居ス
 ル者、亦酒茶烟肆ヲ以テ業ヲ為スヲ得ズ、
 其ノ
 居民

ト在來親抑ジテ、威重ヲ
 失フニ至ルヲ慎ム、

各等士官ハ、其ノ管下ノ違律ヲ責罰スルノ權ヲ
 有ス、上官ニ不順ニ及敬ヲ失ヒ、及汚行賭博、屢、負
 債ヲ致シ、亂醉、喧鬪、及妄リニ列伍ヲ離ル、等、營
 中禁錮、若クハ禁獄三日以上、十五日以下ノ罰ヲ
 科ス、

帝國

何年何月

報告書 何号	報告人 伍長何某 官等姓名 備警兵何某	報告書 月日	就捕人 姓名年齡 何某何歲	出產地 何縣何市	職業 巧工	拿捕 原因 現行賊盜	引致 司法官 何郡目代
-----------	------------------------------	-----------	---------------------	-------------	----------	------------------	-------------------

報告書 何号	報告人 何某 官等姓名 何某	報告書 月日	就捕人 姓名年齡 ○報告書開款	出產地 何所何職何某	職業 家ニ於テ破戸ヲ 以テ十五「フラン」	拿捕 原因 銀製時辰儀盜	引致 司法官 犯主未タ明ナラズ
-----------	-------------------------	-----------	-----------------------	---------------	----------------------------	--------------------	-----------------------

何府 年 月 日 本府 勤務 外

何府	年	月	日	本府	勤務	外
備警兵何某ハ官道ヲ巡視シ	夜ル伍長何某ト旅店數家ヲ	檢視セリ	備警兵何某何某何邑何邑ヲ巡	回セリ○賊盜証告第十二号	備警兵何某何某何邑何邑ヲ	夜警シ七時ニ出テ夜半ニ復ル
						○賊盜証告第十三号

何号編隊何縣隊何郡

日報式

毎日申長ヨリ
分隊長送呈

Blank area for handwritten reports or notes.

備 警 兵

何屯

報 月 之											
表 人 徵 通 隊 脫 間 月 本		明 注		本月日現在		先月日現在		先月日現在		先月日現在	
				何人		何人		何人		何人	
狀 事 人 置 監 間 月 本											
本月日現在		先月日現在		先月日現在		先月日現在		先月日現在		先月日現在	
何人		何人		何人		何人		何人		何人	
表 兵 備 豫 及 負 兵 暇 給											
本月日現在		先月日現在		先月日現在		先月日現在		先月日現在		先月日現在	
何人		何人		何人		何人		何人		何人	
價 平 月 一 物 穀 內 區 使 急 時 臨 官 諸 變 事											
下等		中等		上等		乾草		燕麥		黑麥	
何人		何人		何人		何人		何人		何人	
何所屯長何某											

三十九

第十三章

警士 都府設クル所ノ選卒佛ニ在テ現犯
 今此ヲ拿捕スト云也、檢視証告ノ權ヲシ、
 ヲ舉クハ其常務ニ至テハ畧ノ贅セズ、
 軍人軍力ヲ用ヒ、内外ノ治安ヲ保ツ者ヲ公力士
 ト名クルヲ除クノ外、林警人、野警人、及都府ノ警
 士巡丁、亦公力士ノ列ニ居ル、
 都府ノ警士ハ、警察使若クハ邑長ノ下ニ隸屬シ、
 地方禁例ノ施行ヲ監シ、非違ヲ巡視スルノ任ニ
 居ル、巴里府ニ於テハ、警察令之ヲ命シ、其它ノ邑
 市ニ在テ邑長之ヲ命ス、エル子ス、カデー、氏

同法省

巴里府ノ地方警員、總テ四千六百十六人、其ノ優
 等ニ居ル者ヲ保安士ト名ク、九三十二人、二十區
 ニ分任シ、或ハ各課ニ分任ス、其ノ下ニ、大監支十
 六人、オビシエ、ド、ベ伍長補四百二十七人、ス、レ、リ、カ、デ、キ警士及
 監吏三千六百七十六人、オ、キ、シ、レ、ル警士助負三百二十一人、フ、リ、カ、デ、キ
 以上警員、千八百五十二年以來、舊陸軍下士官ヨ
 リ採用シ、爾後、紀律節制、一變シテ整肅ヲ致シ、強
 暴粗惡ノ事無ク、皆、其ノ職ヲ守ルヲ知ルト云、
 巴里府一歳ノ警察費、千八百六十三年ノ統計ニ
 据ルニ、九ツ七百五十三万二千九百九十五フラン
フ、ル、ニ、エ、氏

巴里府ヲ除ク外、其它ノ都邑ハ所謂保安士ナ
 ル者ナシ、同、上警吏ト稱スルアリ、同、上警士ト稱スルアリ
 警士ハ非違ヲ視察スト云、子、ス、カ自ラ証告書ヲ作ル
 ノ權ナシ、テ、一、氏只、警察使ニ報知スルヲ得ル而已
 佛國昔日ノ法ニ依レハ、凡、警察士員ハ、正真官吏
 ノ列ニ居リ、政府權力ノ一部分ヲ掌有シ、其ノ報
 呈ハ、カ、キ法廷ニ於テ正信ノカアル者トセリ、共和四
 年ノ新法以來、警士ハ、公力士ノ列ニ居リ、降テ官

吏ノ使役タルニ過キズ、告訴告發ヲ受ルノ權アリ
 ルヲナシ只、其ノ親^{フタリ}觀ル所ノ事件ヲ報呈シ、而シ
 テ其ノ報呈ハ、徒ニ告發ノカヲ有スルヲ得ル
 ノミ、然ルニ仔細ニ罪犯ノ証款ヲ拾聚シテ、之ヲ
 所屬士官^{警察使}ニ具呈スルヲ要ス、^{ガシミル、フ}
 現行犯若クハ司法官ノ令狀ヲ帶行スルヲ除ク
 ノ外、警士ハ專ラニ自ラ拿捕ヲ行フヲ得ズ、^上
 カシミル、フルニエ氏論曰、路易非^リ泣^クノ時、會
 審院ノ裁判長官ノ判決ニ云ク、爾ハ、警士タ
 ル者、現行犯及ヒ法司ヨリ付^ケタル令狀ニ

依ルノ外、國民ヲ拿捕スルノ權ヲ有セザル
 ヲ知ラズ乎、警察務ハ、世治ヲ保護スル為
 ニ、其ノ使員ニ向テ、疑似ノ人ヲ監視スルノ
 任ヲ與フルヲ得、而シテ之ヲ勾置スルノ
 權ヲ與フルヲ得ズ、故ニ令狀ナク、及、現行
 犯ニ非ズシテ、專行シタル拿捕ハ、即チ不法
 捕人ト名クル者ニシテ、刑法ノ罰シテ赦サ
 ヲル所タリト是レ法律ノ嚴ナル者ニシテ、
 而シテ實際適用シ難キ者トス、蓋シ蕃庶ノ
 都府ニ在テ、兇棍定ニ繁シ、若、豫防ノ勾捕ヲ

許サミラシメハ、罪人網ニ漏ル、一甚夕容
易ナラザラン乎、故ニ龍動ニ於テハ、警士タ
ル者、凡ソ衆ヲ騷カス者、及疑フベキノ人ハ、
皆之ヲ捕フルノ權ヲ有ス、抑要スル所ハ、捕
ニ就クノ人、急速法司ノ前ニ引致シ、及捕ヲ
行フノ人、其ノ責ニ任スルニ在ルノミ、
又曰、法章ニ据ルニ、國民ノ自由ヲ奪フ所ノ
令狀ヲ拿捕ノ令帶行スルハ、使部及備警兵
及林警人野警人ノ任トス、警士巡丁ハ、令狀
ヲ施行スルノ權アルト、法ニ明許ノ文ナシ、

警士然ルニ實際ニ於テ、殊ニ都府ノ地ニ在テ、警
人日常拿捕ヲ行フト、衆ノ知ル所ナリ、其ノ
拿捕ヲ受ケタル者、便近ノ屯所ニ勾留シ、時
ヲ經ルノ後、始メテ本區ノ警察使ノ前ニ引
致シ、警察使或ハ勾留ヲ命シ、或ハ之ヲ解放
ス、此レ權宜使用スル者ニシテ、法ニ依ル者
ニアラズ、蓋シ法章ニ在テハ、違警罪及懲治
罪ノ禁獄ニ至ラザル者ハ、現行犯ト云ビ、拿
捕スルトヲ許サズ、人云、此ノ權宜處置ニ賴
ルニ非レバ、以テ都市ノ喧騒ヲ制スベカラ

ズト、此ノ説、余モ亦同スル所ナリ、然ルニ其
ノ言ニ依テ、速ニ警人ノ權限ヲ明確決定シ、
又拿捕ヲ受ル者ハ、急速法司ノ前ニ引致シ、
無故ノ勾留ヲ受ルコト無キヲ要スルノミ、

附 英國警士

龍動ニ於テ、千八百五十七年ニ据ルニ、警士タル
者、凡五千八百三十七人、分テ五等トス、ガシミル、
氏
英國ノ警士ハ、稱シテ保安士トス、以下タル
警士ハ、即チ佛ノ目前謂現行犯、所衆ヲ騷シタル、凡テノ犯

人ヲ法官ニ引致スル爲ニ、拿捕勾住スルノ權ヲ

有ス、重輕犯此佛國ノ實際行フ

目前ニ犯セル者ニ非レハ、法官ヨリ付シタル令

狀ニ依ラズシテ、擅マ、ニ拿捕ヲ行フコト得ズ、

佛ニ於テ亦同シ、

又重罪ヲ犯シタルノ十分ナル擬察アル時ハ、其

ノ人ヲ拿捕シテ、之ヲ勾留シ、以テ訊問ヲ待ツコト

ヲ得、佛ノ法ニ於テ、拿捕ヲ故ニ警士ハ、重罪ニ於

テ、其ノ固有ノ職權ニ依テ、目見ル所ノ犯人、及法

ニ循ヒ訴告サレタル犯人現行重犯、及非現行重

者、ヲ拿捕スルヲ得、訴告ヲ以テ重犯ヲ捕其ノ
 它、輕罪ニ付テハ、官司ノ令狀ヲ宣示セズシテ、拿
 捕ヲ行フヲ得ズ、
 普通法及布告法、共ニ警士ニ與フルニ、無産人及
 亂民及正シキ因由ニ憑テ罪惡ノ藏謀アル者ト
 疑フベキ者ヲ拿捕スルノ權ヲ以テセリ、又普通
 法ニ據ルニ、警士ハ、兇器ヲ持スル如キ、疑フベキ
 情景ヲ以テ撞見スル所ノ人ヲ拿捕スルヲ得、
亦仏ニ於テ法
ノ許サバハル所、
 法官ノ令狀ヲ施行シ拿捕スルニ至テハ、警士ノ

職、保安上タルニ止マラズ、即チ司法權ノ差役タ
 リ、
 警士ハ、令狀指令スル所ノ界限ヲ越ユルヲ得
 ズ、其ノ它、警士司法令狀ヲ施行スルニ付テハ布
 告法ニ揭示シ、及詳確ニ限定シタル職制ノ教令
 アリテ、各負ニ付ス、粗ボ併ノ司法
警察ニ同シ、
 警士ヲ任命スルハ、保安法官ノ任タリ、
 按スルニ、佛國ノ制備警兵ヲ重クシテ、民警
 ヲ輕クス、民警ハ、公力士ノ列ニ居ルト云、
 拿捕ノ權、法ニ於テ明許セズ、然ルニ實地處

行、往々法章ト相反ス、蓋シ英國慣習、文法ト
相符シ、調用自在ニシテ而シテ關節法アリ、
痛ク横暴ヲ制シ、民權暢通スルヲ得ルヲ佛
國ニ優レル者多シ

詳ニ拿捕ノ
章ニ見ユ

治罪法備考上編第三卷終

